私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第六十九条第四項（スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第四十二条において準用する場合を含む。）の規定により保管する現金	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第六十九条第四項の規定により保管する現金	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第九号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百十六号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、ＰＦＯＩ等の容器、包装又は送り状にＰＦＯＩ等による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（令和六年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第五号）の一部を次のように改正し、同令附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（令和七年十二月十七日）から施行する。

令和七年十二月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

題名中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

第１中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に、「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律施行令」を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」に改め、「及び口」を削る。

第２及び第３中「ＰＦＯＩ等」を「ＰＦＯＩ」に改める。

その他告示

○外務省告示第四百六十号

日本国政府は、令和五年六月十九日にニューヨークで採択された「海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定」の加入書を令和七年十二月十二日に国際連合事務総長に寄託した。同協定は、その第六十八条１の規定に従い、令和八年一月十七日に効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同協定の加入書を寄託する際に、同協定の第十条１及び第七十条の規定に基づき、この協定が我が国について効力を生ずる前に採取され、又は生成された公海等の海洋遺伝資源の利用及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用について、この協定の規定が適用されないよう、書面により除外を設けた。

同協定の締約国は、令和七年十二月九日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、アンティグア・バーブーダ、バハマ国、バングラデシュ人民共和国、バルバドス、ベルギー王国、ベリーズ、ボツワナ共和国、カーボベルデ共和国、カンボジア王国、チリ共和国、コンゴ共和国、コスタリカ共和国、コートジボワール共和国、クロアチア共和国、キューバ共和国、キプロス共和国、デンマーク王国、ジブチ共和国、ドミニカ国、フィジー共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ギリシャ共和国、グレナダ、ギニアビサウ共和国、ホンジュラス共和国、ハンガリー、インドネシア共和国、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン・ハシェミット王国、ケニア共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リベリア共和国、ルクセンブルク大公国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、モルディブ共和国、マルタ共和国、マーシャル諸島共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モーリシャス共和国、メキシコ合衆国、ミクロネシア連邦、モナコ公国、モロッコ王国、ノルウェー王国、パラオ共和国、パナマ共和国、フィリピン共和国、ポルトガル共和国、大韓民国、ルーマニア、セーシェル共和国、シエラレオネ共和国、シンガポール共和国、スロベニア共和国、ソロモン諸島、スペイン王国、スリランカ民主社会主義共和国、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、東ティモール民主共和国、ツバル、ウルグアイ東方共和国、バヌアツ共和国、ベトナム社会主義共和国、欧州連合、パレスチナ※

※我が国は、国家として承認していない。

令和七年十二月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百六十一号

日本国政府は、平成二十一年十月三十日にロンドンにおいて採択された「千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正」の受諾書を令和七年十二月十六日に国際海事機関事務局長に寄託した。なお、同改正の受諾書を寄託する際に、同議定書の第十四回締約国会議決議ＬＰ五⑭の２の規定に基づき、日本国政府は、令和八年一月十九日から同改正の効力発生までの間、同改正を暫定的に適用する旨の宣言を行った。

同改正が第二十一条３の規定に従い効力を生ずる日については、別途告示する。

令和七年十二月十七日

外務大臣　茂木　敏充